



積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値とすることができる。

三、輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている輸送物及びオーバーパックについて前二号による値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量當量率をミリシーベルト毎時単位で表した値を乗じて得た値に、第一号の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得

3 前項の規定により輸送指數を決定する場合において、当該決定に用いられる値が〇・〇五以下であるときは、告示で定めるところにより当該値を〇とすることができる。

ところにより決定される数値とする。この場合において、当該決定に用いられる輸送制限個数が無制限であるときは、当該値を〇とすることができる。

く。)にあつては、当該核分裂性輸送物の輸送制限個数(外運搬規則第十一一条第二号ニ又はホで定める輸送制限個数のうちいづれか小さい値とする。)で五十を除して得た値。

員会の定める要件に適合する核分裂性輸送物にあつては、告示で定める値三、オーバーパックにあつては、当該オーバーパックに収納され又は包装されている核分裂性輸送物について前二号による値を合計して

四 得た値  
核分裂性輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている核分裂性輸送物及びオーバーパックについて前三号による値を合計して得た値

**第九条** 次の表の上欄に掲げる核燃料輸送物等には、それぞれ、告示で定める標識を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならない。ただし、L型輸送物、L型輸送物のみが収納されし、

又は包装されているオーバーパック及びL型輸送物のみが収納されているコンテナ（以下「L型輸送物等」という。）については、この限りでない。

一 核燃料輸送物（コンテナ又はタンクが容器として使用されているものを除く。次号及び第三号において同じ。）又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックであつて、表面における最大線量当量率が五マイクロシーベルト以下であり、かつ、輸送指數が〇であるもの	二 核燃料輸送物又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック（前号に掲げるものを除く。）であつて、表面における最大線量当量率が五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指數が一を超えないもの	三 前二号に掲げる核燃料輸送物又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック以外の核燃料輸送物又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック	四 核燃料輸送物の容器として使用されているコンテナ若しくはタンク（第十八条第一項に規定する場合に容器として使用されているコンテナ又はタンクを除く。以下この号から第六号までにおいて同じ。）又は核燃料輸送物が収納されているコンテナ若しくはタンク又は核燃料輸送物が収納されているコンテナ（前号に掲げるものを除く。）であつて、表面における最大線量当量率が五マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指數が〇であるもの	五 核燃料輸送物の容器として使用されているコンテナ若しくはタンク又は核燃料輸送物が収納されているコンテナ（前号に掲げるものを除く。）であつて、表面における最大線量当量率が
コンテナの四箇所の面の四箇所の面の二箇所の面の二箇所の面の二箇所の面の二箇所	コンテナの四側面又はタンクの表の四箇所の面の四箇所の面の二箇所の面の二箇所の面の二箇所	コンテナの四側面又はタンクの表の四箇所の面の四箇所の面の二箇所の面の二箇所の面の二箇所	コンテナの四側面又はタンクの表の四箇所の面の四箇所の面の二箇所の面の二箇所の面の二箇所	コンテナの四側面又はタンクの表の四箇所の面の四箇所の面の二箇所の面の二箇所の面の二箇所

五百マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指數が一を超えないもの

六 前二号に掲げるコンテナ又はタンク以外のコンテナ又はタンク	七 核分裂性輸送物又は核分裂性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック	八 前各号により付される標識に隣接して置かれた箇所
九 コンテナの四側面又はタンクの表面の四箇所	十 タンクの表面の四箇所	十一 コンテナの四側面又はタンクの表面の四箇所

2 沈に押しつぶされた燃料棒が燃え物で、その表面をやすらかに、それぞれ当該各号に定める事項を、耐久性のある方法で、鮮明に表示しておかなければならぬ。

一 すべての核燃料輸送物 荷送人若しくは受人の氏名又は名称及び住所並びに当該核燃料

二 核燃料輸送物（L型輸送物を除く。） 当該  
料物質等に係る告示で定める国連番号  
三 総重量が五十キログラムを超える核燃料幹  
核燃料物質等の告示で定める品名  
送物 総重量

四 外運搬則第三条第一項第一号に定める  
型輸送物 「A型」の文字又は「TYPE  
A」の文字

六 「」の文字  
外運搬規則第三条第一項第三号に定めるロ  
U型輸送物（以下「B U型輸送物」という。  
〔B U型〕の文字又は「T Y P E B (U

七 外運搬規則第八条に定める I P - 1型輸送物 「I P - 1型」の文字又は「T Y P E I P - 1」の文字

九　「I P—2」の文字  
外運搬規則第十条に定める I P—3 型輸送  
物　「I P—3型」の文字又は「T Y P E  
I P—3」の文字

3 掲げる核燃料輸送物 当該輸送容器の告示で定める識別記号

項を、耐火性のある方法で、鮮明に表示しておかなければならぬ。

一 核燃料輸送物が収納され、又は包装されてゐるオーバーパック、「オーバーパック」の文字又は「OVERPACK」の文字

二 核燃料輸送物が収納され、又は包装されてゐるオーバーパック（個々の核燃料輸送物に表示された前項第一号及び第二号に定める事項が外部から容易に確認できる場合を除く。）  
荷送人若しくは荷受人の氏名又は名称及び住所並びに当該核燃料物質等に係る告示で定める国連番号

三 核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）が収納され、又は包装されているオーバーパック（個々の核燃料輸送物に表示された前項第一号及び第二号に定める事項が外部から容易に確認できる場合を除く。）当該核燃料物質等の告示で定める品名

B M型輸送物及びBU型輸送物には、当該核燃料輸送物の容器の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、告示で定めるマークであつて、耐火性及び耐水性を有するものを明確に表示しなければならない。

四 核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）の容器として使用されている大型コンテナ若しくはタンク又は核燃料輸送物が収納されている大型コンテナ（L型輸送物のみが収納されているものを除く。第七項において同じ。）には、告示で定めるコンテナ標識を当該大型コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。

五 前項のコンテナ標識に代えて、第一項の表第四号、第五号若しくは第六号又は第十九条第四項の標識を当該コンテナ標識の寸法に拡大して付すことができる。この場合において、第一項又は第十九条第四項の規定にかかるらず、第一項の表第四号、第五号若しくは第六号又は第十九条第四項の標識を付すことを要しない。

六 核燃料輸送物が収納されている大型コンテナであつて、告示で定める品名の核燃料物質等のうち、同一品名のもの（以下「同一核燃料物質等」という。）のみが当該核燃料輸送物に収納されているもの（本邦内のみを運搬されるものを除く。）を専用積載で運搬する場合には、告示で定めるところにより当該核燃料物質等の国連番号を当該大型コンテナに表示しなければならない。





下この条（第一項を除く。）において同じ。）並びに汚染物等が収納されているコンテナ及びタンクについては、輸送指數を定めるものとする。

前項の轉送指數は次の各号に定めるとこより決定される数値とする。この場合において、当該決定用に用いられる値が○○五以下であるときは、告示で定めるところにより当該値を○○とすることができる。

クにあつては、当該汚染物等又は当該タンクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、次の表の上欄に掲げる汚染物等又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。ただし、汚染物等のうち、告示で定めるラン又はトリウムの精鉱にあつては、当該ラン又はトリウムの精鉱の集積の表面（タンクに収納されている場合）にあつては、当該タンクの表面）から一メートル離れた位置における最大線量当量率を表示で定める値とすることができる。

二十平方メートルを超える場合	十	三	二
二十平方メートルを超える場合	十	三	二

二 汚染物等が収納されているコン

ては、当該コンテナに収納されて

等及び汚染物等が収納されている。

にて前号による値を合計して得た  
十二輸送物が収納されてゐる。

ンテナは輸送物が收縮されていて、当該植木同一のコンテナにて

いは、主に輸送物（オーバーパックに収

は包装されているものを除く。)

一、パツクについて第八条第二項笛

二号による値を合計して得た値)の二つの表面、一つは、ノルマル

ンテナの表面から一ノット離れ  
ける最大線量当量率をミリシーベ

位で表した値に百を乗じて得た値

表の上欄に掲げるコンテナの最大

分に応じ、それぞれ、同表の下欄

数を乗じて得た値。

低比放射性物質等が收納され得る  
又はタノウコには、告示で定める標識

吉川家文書

7 テナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。

8 低比放射性物質等が収納されている大型コンテナ又はタンクには、告示で定めるコンテナ標識を当該大型コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。

9 前項のコンテナ標識に代えて、第六項又は次条第四項の標識を当該コンテナ標識の寸法に拡大して付すことができる。この場合において、第六項又は次条第四項の規定にかかわらず、第六項又は次条第四項の標識を付すことを要しない。

10 告示で定める品名の低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載する場合において、一の車両に積載する汚染物等（コンテナ又はタンクに収納されているものを除く。）を運搬する場合には、告示で定めるところにより当該低比放射性物質等の国連番号を当該大型コンテナ又はタンクに表示しなければならない。

11 低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載する場合において、一の車両に積載する汚染物等（コンテナ又はタンクに収納されているものを除く。）汚染物等が収納されているタンク及びこれららのものが収納されているコンテナの輸送指數の合計又は当該値と同一の車両に積載する輸送物（オーバーパックに収納され、又は包装されているもの及びコンテナに収納されているものを除く。）オーバーパック（コンテナに収納されているものを除く。）及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指數の合計は、五十を超えてはならない。ただし、専用積載で運搬する場合は、この限りでない。

12 第一項に定める表面汚染物を積載する場合において、一の車両に積載する当該表面汚染物及び施行規則第十八条の十一第一号に定める表面汚染物の放射能の量の合計又は当該量と同一の車両に積載するI-P型輸送物等に収納される、いる汚染物等の放射能の量の合計は、告示で定める量を超えてはならない。

13 低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを運搬す

る車両については、積込み及び取卸しを終了した場合には、放射性物質等による当該車両の表面（専用積載で運搬する場合にあつては、外表面に限る。）の汚染の程度が告示で定める基準を超えないようにしなければならない。

14 低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載した車両には、告示で定める車両標識をその両側面及び後面（鉄道、新設軌道及び索道にあつては、両側面に限る。）の見やすい箇所に付さなければならない。ただし、第七項に定めるコンテナ標識（第八項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）を付した大型コンテナ又はタンクを運搬する場合であつて、当該コンテナ若しくはタンク（本邦内ののみを運搬されるものを除く。）のみを車両により運搬する場合には、告示で定めるところにより当該低比放射性物質等の国連番号を当該車両に表示しなければならない。ただし、前項ただし書の規定に基づきコンテナ標識（第八項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）をもつて前項の車両標識に代えた場合にはあつては、この限りでない。

15 同一低比放射性物質等又は同一低比放射性物質等のみが収納されているコンテナ若しくはタンク（本邦内ののみを運搬されるものを除く。）のみを車両により運搬する場合には、告示で定めるところにより当該低比放射性物質等の国連番号を当該車両に表示しなければならない。

16 低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載した車両又は軌道の車両は、輸送物（L型輸送物及び施行規則第十八条の三第一項第一号に定められた輸送物を除く。）、当該輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック、汚染物等、汚染物等が収納されているタンク又はこれらのものが収納されているコンテナを積載した他の車両と一両以上離して連結しなければならない。

17 第三条、第四条、第六条、第十条第二項、第十一條第一項、第十二条第三項、第十三条第一項及び第十四条から第十六条の一今までの規定は、低比放射性物質等を運搬する場合に準用する。この場合において、これらの規定（第十六条の二を除く。）中「核燃料輸送物」とあるのは「低比放射性物質等」と、「核燃料輸送物等」とあるのは「低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されているコンテナ若しくはタンク」と、第十六条の二中「第九条第一項の表第

四 前 条		第二項 第一 号	
五 前 条	二号	第二項 第	三
専用積載で運搬すること。	外運搬規則第五条第七号及び第八号、第六条第一号、第七条第一号、第八条、第九条第一項第一号及び第二項第一号並びに第十四条の規定により原子力規制委員会の承認を受けて核燃料物質等又は核燃料輸送物を運搬しようとする場合は、安全な運搬を確保するために必要な措置（これららの規定（外運搬規則第五条第八号及び第十四条を除く。）により原子力規制委員会の承認を受けて表面における線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超える場合以下）の核燃料輸送物を運搬しようとする場合には、次の各号に掲げる措置）を講じ、かつ、安全上支障がない旨の国土交通大臣の承認を受けなければならない。	外運搬規則第五条第七号及び第八号、第六条第一号、第七条第一号、第八条、第九条第一項第一号及び第二項第一号並びに第十四条の規定により原子力規制委員会の承認を受けて核燃料物質等又は核燃料輸送物を運搬しようとする場合は、安全な運搬を確保するために必要な措置（これららの規定（外運搬規則第五条第八号及び第十四条を除く。）により原子力規制委員会の承認を受けて表面における線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超える場合以下）の核燃料輸送物を運搬しようとする場合には、次の各号に掲げる措置）を講じ、かつ、安全上支障がない旨の国土交通大臣の承認を受けなければならない。	外運搬規則第五条第七号及び第八号、第六条第一号、第七条第一号、第八条、第九条第一項第一号及び第二項第一号並びに第十四条の規定により原子力規制委員会の承認を受けて核燃料物質等又は核燃料輸送物を運搬しようとする場合は、安全な運搬を確保するために必要な措置（これららの規定（外運搬規則第五条第八号及び第十四条を除く。）により原子力規制委員会の承認を受けて表面における線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超える場合以下）の核燃料輸送物を運搬しようとする場合には、次の各号に掲げる措置）を講じ、かつ、安全上支障がない旨の国土交通大臣の承認を受けなければならない。
ハ 運搬中に積み及び取卸しをしないこと。 二 表面において最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。 ナ又はタンクに近づくことを防止する措置を講じること。	（運搬の安全の確認）	（運搬の安全の確認）	（運搬の安全の確認）

令第四十八条の表第一号の国土交通省令で定める核燃料物質は、核分裂性輸送物（一の車両に積載される核分裂性輸送物であつて、当該核分裂性輸送物の臨界安全指數の合計が五十を超えるものに限る。）として運搬される核燃料物質とする。

（確認を要しない場合）

**第二十条の二** 令第四十八条の表第一号の国土交通省令で定めるところにより固型化され、又は容器に封入されている場合は、核燃料物質等で廃棄しようとするものが封入（圧縮して封入する場合に限る。）し、又は固型化して容器に内包されている場合とする。

**第二十一条** 法第五十九条第二項の確認（以下「運搬の安全の確認」という。）を受けようとする者は、運搬前に、運搬に関する計画書を国土交通大臣に提出しなければならない。

**第二十二条** 国土交通大臣は、運搬の安全の確認をしたときは、確認証を交付するものとする。

附 則

この省令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和四十四年一月四日）から施行する。

附 則（昭和五六年五月一八日運輸省令第二七号）

1 この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十一号）の施行の日（昭和五十六年五月十八日）から施行する。

2 この省令の施行の日から起算して六十日を経過する日までに行われる核燃料物質等の運搬については、改正後の第二十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年一月二十四日運輸省令第三五号）

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（昭和六十三年十一月二十六日）から施行する。

附 則（平成元年二月二七日運輸省令第五号）抄  
（施行期日）

**第一条** この省令は、平成元年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

**第六条** 第十一条の規定による改正後の核燃料物質等車両運搬規則の規定は、施行日以後に開始経過措置

（施行期日）  
**附 則**（平成二年一二月三日運輸省令第二四号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この省令は、平成三年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。  
〔経過措置〕  
**第二条** この省令の施行の際現に運搬されている放射性同位元素等又は核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。  
2 第一条の規定による改正前の放射性同位元素等車両運搬規則又は第二条の規定による改正前の核燃料物質等車両運搬規則の定めるところにより、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第十八条の二（第二項又は核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第五十九条の二第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する確認（放射線障害防止法第四十一条の十一第一項又は原子炉等規制法第六十一条の四十三第一項に定める指定運搬方法確認機関が行う確認を含む。）を受けて施行日以後開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬については、第一条の規定による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則又は第二条の規定による改正後の核燃料物質等車両運搬規則の規定にかかるわらず、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月二九日運輸省令第一〇号）  
この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成九年三月一八日運輸省令第一二号）  
この省令は、高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。

附 則（平成二年一二月一五日運輸省令第五〇号）  
この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十五号。以下「法」とい

う。)の施行の日(平成十一年十一月十六日)から施行する。ただし、第一条、第二条及び第三条(「及び同条第五項」を「同条第五項及び第六項」に改める部分、「外国原子力船運航者」の下に「使用済燃料貯蔵事業者」を加える部分、「若しくは同条第五項」を「若しくは同条第五項若しくは第六項」に改める部分、同条第五項及び「第二十八条の二第一項」の下に「並びに第四十三条の十第一項の規定」を加える部分、「同項」を「第二十八条の二第一項」に改める部分及び「第二十八条の二第一項」の下に「第二十八条の二第一項の規定」の下に「並びに第四十三条の十第一項の規定」を加える部分、「同項」を「第二十八条の二第一項」に改める部分及び「第二十八条の二第一項」の下に「第二十八条の二第一項」を加える部分に限る。)の規定は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十二年六月十六日)から施行する。

**附 則** (平成一二年一月二九日運輸省  
令第三九号) 抄  
(施行期日)

**第一 条** この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

**附 則** (平成一二年一二月二五日国土交通省令第一〇一號) 抄  
(施行期日)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

**第五条** この省令の施行の際現に運搬されている核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでの間は、第四条の規定による改正後の核燃料物質等車両運搬規則(以下この条において「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に第四条の規定による改正前の核燃料物質等車両運搬規則の定めるところにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下この条において「原子炉等規制法」という。)第五十九条の二(第二項)(第六十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する確認(原子炉等規制法第六十一条の四十三第一項に定める指定運搬方法確認機関が行う確認を含む。)を受けて、施行日以後運搬される核燃料物質等については、当該運搬が終了

するまでの間は、新規則の規定にかかわらず、  
なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

国土交通大臣は、施行日前においても、新規

則の定めるところにより、原子炉等規制法第五

十九条の二第二項の確認を行うことができる。

（罰則の適用）

第六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定

によりなお従前の例によることとされる事項に

係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用

について、なお従前の例による。

（施行期日）

附 則（平成一六年一二月二四日国土交通省令第一〇九号）抄

第一条 この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

（核燃料物質等車両運搬規則の一部改正に伴う経過措置）

（施行期日）

第三条 この省令の施行の際に運搬されている核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでの間は、第二条の規定による改正後の核燃料物質等車両運搬規則の規定にかかるらず、なお従前の例による。

附 則（平成一七年一二月一日国土交通省令第一一〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条中実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則第二十七条の二第二項から第四項までの改正規定（同条第二項第一号、第二号及び第四号イに係る部分を除く。）及び同条に二項を加える改正規定並びに同令第三十二条の二第一項の改正規定並びに第七条中核燃料物質等車両運搬規則第十七条の二に三項を加える改正規定は、平成十八年六月一日から施行する。（核燃料物質等車両運搬規則の一部改正に伴う経過措置）

（施行期日）

第一条 この省令の施行の際に運搬されている核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでの間は、第七条の規定による改正後の核燃料物質等車両運搬規則の規定にかかるらず、なお従前の例による。

附 則（平成一八年一二月二六日国土交通省令第一一九号）

（施行期日）

（この省令は、平成十九年一月一日から施行する。）

附 則（平成二〇年五月三〇日国土交通省令第三八号）

1 （施行期日）

附 則（平成二〇年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。）

（経過措置）

2 第二条の規定による改正後の核燃料物質等車両運搬規則の規定は、施行日以後に開始される核燃料物質等の運搬について適用し、同日前に開始される核燃料物質等の運搬については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年九月一四日国土交通省令第七五号）抄

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。（ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

二 略

（施行期日）

第五条（核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則第一項の改正規定に限る。）、第八条、第十条（核燃料物質等車両運搬規則第十六条の三の改正規定に限る。）及び第十五条の規定、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

附 則（平成二五年三月二十五日国土交通省令第二〇号）

（施行期日）

附 則（平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。）

（経過措置）

2 この省令による改正後の核燃料物質等車両運搬規則の規定は、施行日以後に開始される核燃料物質等の運搬について適用し、同日前に開始される核燃料物質等の運搬については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年一二月二六日国土交通省令第九五号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年一月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則及び核燃料物質等車両運搬規則の規定は、施行日以後に開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬について適用し、同日前に開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年一二月二六日国土交通省令第一一〇号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年一月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則及び核燃料物質等車両運搬規則の規定は、施行日以後に開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬について適用し、同日前に開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年一二月二六日国土交通省令第一一〇号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年一月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則及び核燃料物質等車両運搬規則の規定は、施行日以後に開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬について適用し、同日前に開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬については、なお従前の例による。

附 則（令和六年六月二八日国土交通省令第七二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年一〇月一日国土交通省令第七七七号）

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年十月一日）から施行する。

1 （施行期日）

附 則（平成三〇年一二月二六日国土交通省令第九〇号）抄

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年十月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年一二月二六日国土交通省令第九〇号）

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年十月一日）から施行する。

附 則（令和元年七月一二日国土交通省令第二三三号）

（施行期日）

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第九条第五項及び第十八条第十二項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月一二日国土交通省令第二三三号）

（施行期日）

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第九条第五項及び第十八条第十二項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月一二日国土交通省令第二三三号）

（施行期日）

1 この省令による改正後の核燃料物質等車両運搬規則（次項において「新規則」という。）第十七条の二第十項第一号の確認は、この省令の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

2 この省令による改正後の核燃料物質等車両運搬規則の規定は、この省令の施行の日以後に開始される核燃料物質等の運搬について適用し、同日前に開始される核燃料物質等の運搬については、なお従前の例による。

附 則（令和六年六月二八日国土交通省令第七二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。